



左：令和6年度表彰式・発表会、
中・右：受賞校の活動の様子

令和7年度 **1.17**
防災未来賞

学校や地域での
防災教育・防災活動を評価し、
優れた取り組みを表彰します

ぼうさい甲子園

忘れない 災害の記憶 未来へつなげ

参加校・参加団体募集!!

応募締切

令和7年
9月30日

問い合わせ先

(公財)ひょうご震災記念21世紀研究機構
人と防災未来センター事業部事業課

〒651-0073

兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通1-5-2 西館6階

TEL:078-262-5068

FAX:078-262-5082

これまでの
受賞校の
取り組みは
こちら



<http://dri.ne.jp/research/community/koshien/>

題字 涌嶋 克己 さん

- 主 催 兵庫県、毎日新聞社、(公財)ひょうご震災記念21世紀研究機構
- 後 援 内閣府、総務省消防庁、文部科学省、国土交通省、兵庫県教育委員会、神戸市、
(予定) 神戸市教育委員会、関西広域連合、ひょうご安全の日推進県民会議
- 協 賛 (独)都市再生機構

震災の教訓を
ともに未来に繋ぐ



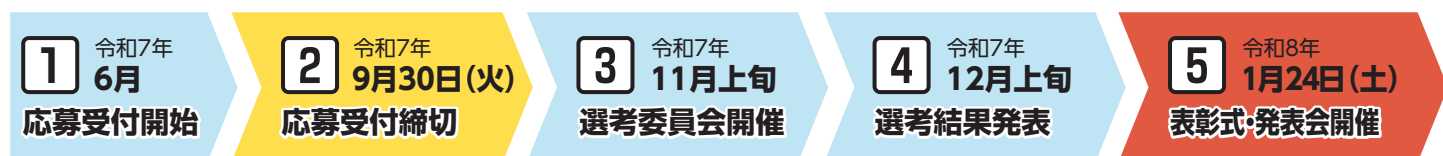
阪神・淡路大震災30年

1.17 防災未来賞「ぼうさい甲子園」

学校や地域で取り組む防災教育・防災活動の実践内容を、規定の応募書類にまとめて提出ください。選考委員会が審査し、優れた事例を表彰します。

1995年1月17日に発生した阪神・淡路大震災の経験と教訓を未来に継承していくため、兵庫県などによって平成17(2005)年度より毎年開催。令和7(2025)年度は、第21回となります。

1 年間の流れ



応募および実施要項

【対象部門】

①小学生 ②中学生 ③高校生 ④大学生

⑤特別支援学校・団体の5部門からそれぞれ賞が選ばれます。

※小・中・高・大学生が横断的に活動する取り組みや防災組織・NPO等は、活動の中心となる①～④の部門でも、⑤の部門でも応募できます。

【対象活動】

自然災害から命と暮らしを守るための防災教育や防災活動の取り組み（被災地支援活動も含む）。

学校、クラス、サークル活動、ボランティア活動、地域などの単位で応募してください。

【対象期間】

令和7年4月1日(火)～令和8年3月31日(火)（活動予定も含む）

【応募締切】

令和7年9月30日(火)

【応募方法】

以下の URL より応募用紙をダウンロードの上、E-mail で送信してください。メール確認後 1 週間以内に、事務局から応募の確認と今後の予定についてメールを送ります。

URL : https://www.dri.ne.jp/wp/wp-content/uploads/R7_koushien-youshiki.xlsx

メール : b-koushien@dri.ne.jp

応募用紙 (Excel) はこちらから



【問い合わせ先】

(公財)ひょうご震災記念21世紀研究機構

人と防災未来センター事業部事業課

〒651-0073

兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通1-5-2 西館6階

TEL:078-262-5068 FAX:078-262-5082

【選考基準】



上記4つの観点を選考基準に、河田恵昭・人と防災未来センター長を委員長とする選考委員会が審査、決定します。

【賞】

「グランプリ」 最優秀賞(賞金 20 万円)

各部門の大賞の中から1団体が受賞します

「ぼうさい大賞」 各部門 1 点(賞金10万円)

各部門1団体に贈られます。グランプリに次ぐ賞です

「優秀賞」各部門 1 点、「奨励賞」各部門 数点

「URレジリエンス賞」 数点

被害を減らすと同時に、復旧までの時間を短くすることにより、社会に及ぼす影響を減らす「レジリエンス(縮災)」という考え方に繋がる取り組み

「大震災対策賞」 数点

来るべき南海トラフ地震、首都直下地震への対策につながる取り組み

「はばタン賞」 数点

被災経験と教訓から生まれた優れた取り組み

「だいいょうぶ賞」 数点

防犯や安心・安全なまちづくりを目指す優れた取り組み

「フロンティア賞」 数点

過去に応募がなかった地域・分野での先導的な取り組み及び初応募の優れた取り組み

「継続こそ力賞」 数点

過去数年にわたり継続的に実施された優れた取り組み

※その年の応募内容により新たな賞が作られる場合があります。

【表彰式・発表会】 令和8年1月24日(土)

表彰式と、グランプリ・ぼうさい大賞受賞校などの活動発表会を行います。防災教育実践の知恵や工夫が満載です。

※防災力強化県民運動ポスターコンクール表彰式を同時開催します。

「1.17は忘れない」

兵庫県では“1月17日はひょうご安全の日”“1月は減災月間”と定め、取り組みを進めています。

1月17日は「防災とボランティアの日」、1月15～21日は「防災とボランティア週間」です。